

## 第2回 犯罪被害給付制度に関する有識者検討会（議事概要）

### 1 日時

平成29年4月24日（月）午前10時から午後0時まで

### 2 場所

警察庁第8会議室

### 3 出席者

（有識者）

川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
黒澤 正和	公益財団法人犯罪被害救援基金専務理事
橋本 博之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
番 敦子	弁護士
渡邊 保	犯罪被害者遺族

（警察庁）

西川 直哉	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
坂口 拓也	警察庁長官官房給与厚生課長
小堀 龍一郎	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長

### 4 概要

事務局から、第2回の検討事項である「犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方」に関し、資料1に沿って調査結果について、資料2に沿って論点について、それぞれ説明がなされた。各構成員からの主な発言は以下のとおり。

#### (1) 犯罪被害給付制度上の方策について

##### ア 現物給付の導入について

○加療開始から6月以内に発生した犯罪被害者負担額の平均が15万円ということだが、15万円を負担に思っている犯罪被害者もいる。犯罪被害か否かは届出を受けた警察で分かるわけであり、医師が加療1か月以上を要するとの見立てを行う場合には、早期に認定し、被害者証等を発行してほしい。明らかに犯罪と分かる事案だけでも、取りあえず現物給付してほしい。

○被害直後から支給することは、見舞金のような形で一律に定額を支給するという考え方をとらない限り、結局、後で精算しなければならない仕組みになり、当事者である犯罪被害者自身を含め手続的コストがかかるため、難しいと思う。

○犯罪被害者が医療費のことを心配しないで治療を受けられるという点で、現物給付は非常に大きい。命に関わるような重大な被害・重傷の場合には、犯罪被害者と認定できる案件だけでも被害者証を出すなど、特別扱いできないものか。現物給付を導入できない理屈・説明は理解できるが、それでは現物給付までたどり着け

ず、ジレンマを感じる。

- これまでの事例をみても、犯罪被害を受けたことに帰責性がなく、かつ、犯罪被害であることが明白な事案であっても、公務所の照会を始め調査に時間を要し、数日で支給決定ができるものはない。
- 不確実性がかなりある中で、一律に制度として現物給付を導入することは難しいと思う。
- 現物給付という制度を機能させるためには、医療機関の理解・協力が不可欠である。この点、労働者災害補償保険制度では、医療機関側にもメリットがあり、医療機関自らが手を挙げて指定医療機関となっている。
- 労働者災害補償保険制度では、医療機関は3割の自己負担分を回収できないことがない上、医療機関にメリット・インセンティブもある。そのような状況があれば、医療機関は積極的に手を挙げやすい。
- できない。できない。と、できない理由ばかり言っていては、現状は何も変わらない。一步踏み出してほしい。

## イ その他の負担軽減方策について

- 支給対象期間の1年を延ばすと金額の確定時期が延びるため、仮給付の重要性が増す。2回以上の仮給付を行うことや1年を目途に仮給付を行うことがあってもよいと思う。
- これまで経済的な負担の問題を考える際に、仮給付をもう少しフレキシブルに使うことができないかということを考えていた。
- 現物給付が難しい中で工夫することができるとすれば、仮給付をできるだけ実質化し、柔軟に行うという点ではないかと思う。医療費の面で改善を望んでいる方は、犯罪被害者に限らず様々な状況にいる。犯罪被害給付制度固有の配慮としてどこまでできるかという点では、仮給付を活用しながら、他の制度にいかにつなげるか、その辺りを模索せざるを得ないのかなと思う。
- 現行制度上、仮給付の上限は基準時点における重傷病給付金相当額の3分の1までに制限しているところ、犯罪による被害であることが明白で、かつ、帰責事由等による減額や金額調整の可能性のない事案であれば、この制限を撤廃して、基準時点における犯罪被害者負担額を全額支給できることとすれば、犯罪被害直後からは無理であるにせよ、現在よりも早い段階から医療費の自己負担分を支給することができるようになるのではないかと思う。

○仮給付を現在より迅速にすべき。体制・人員の問題と考えられる。

## (2) 犯罪被害給付制度以外の制度の利用について

○高額療養費制度の限度額適用認定証が利用されていないという問題があるが、犯罪被害者は、治療のことや後悔の念が先行して、高額療養費制度にまで頭が回らないというのが実態である。そのため、限度額適用認定証について説明を受けていても対応することは難しいと思う。そこで、警察官は、事情聴取等で犯罪被害者を訪ねた際、何度も繰り返し限度額適用認定証の取得を勧める必要があると思う。

○健康保険法上、保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し減免できるとしており、適用対象を省令に委任している。政省令レベル又は通達レベルで運用しているということであれば、所管行政庁の判断で、犯罪被害者を災害その他の特別の事情がある者であると認定することは、おそらく法律の枠組みの中では不可能ではないと思う。

また、国民健康保険法については、国から保険者たる市町村への特別調整交付金の交付に関し、生活保護の水準の1.1倍という基準を設けて犯罪被害者でも適用可能としている一方で、健康保険では一切認めないという点で、両制度の不均衡について合理的な説明があるのかという疑問がある。

そこで、今後は、犯罪被害者の支援という面から、震災等の自然災害だけでなく、犯罪被害という人災も十分に配慮すべきリスクといえるのではないかという点を警察庁から問題提起するといった視点があってよいと思う。

○条例により、被害者にとって要件が厳しくない、フレキシブルに対応できる見舞金や貸付金を創設できないかと日弁連の委員会でも自治体に働きかけるよう活動しているが、一部の地方公共団体にとどまる。

○各種支援制度を盛り込んだ冊子を作るという考えもよいが、冊子だけでは実際に諸制度を利用することは難しい。犯罪被害給付制度は最後の受け皿となる制度であり、他制度を利用せよというのであれば、厚生労働省や医療機関が相当関わらなければならない。

○性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの取組においても医療機関との連携・協力があると非常にうまくいっているとされている。同様に、犯罪被害者を十分に理解する医療機関や医療ソーシャルワーカー等が増え、犯罪被害者に対して制度を教示してくれるようになれば、よい方向に向かうと思う。

○限度額適用認定証の確実な利用が重要な対応策の一つになる。この点、医療ソーシャルワーカーの設置が考えられるが、医療機関によって置いているところと置いていないところがあり、これを制度的に縛ることは難しい。そこで、警察から医療機関や保

険者へ注意喚起するという取組があると思う。

- 地方公共団体独自の見舞金又は貸付金の制度や生活福祉資金貸付制度の活用のためには、福祉事務所のある地方公共団体との連携を図ることが非常に重要である。関係機関の連携に当たっては、警察庁が中心となることで、その連携がうまく機能する可能性が出てくるのではないかと思う。各種支援制度を盛り込んだ冊子を作成するだけでなく、その活用を含めて警察でどこまでできるかを考える必要がある。
- 市町村は、犯罪被害者にとって最も身近な存在である。また、犯罪被害者の生活は、霞が関の所管省庁のように切り分けられるものではない。これらの点から、市町村は、犯罪被害者支援において大変に重要な役割を担っている。そこで、警察庁には、厚生労働省や市町村に対して働き掛けを行い、他制度の活用可能性（資料1の8）について更によく検討を進めてほしい。